

こんたの しっぽ

と しゅ しつ
こども図書室ボランティア ぴんあん 原案



こんたのしっぽ

と しょ しつ
こども図書室ボランティア げんあん 原案



「はっけよーい のこった！」

きつね^{がっこう}学校の うんどうじょうでは

げんきな 子どもたちが すもうをとって あそんでいます。

けれど こんたは きょうも 木のかげから、

そっと みんなを 見ているだけです。

小さくて やせっぽちで

おまけに しっぽの みじかい こんたは、

いつも なかまはずれです。





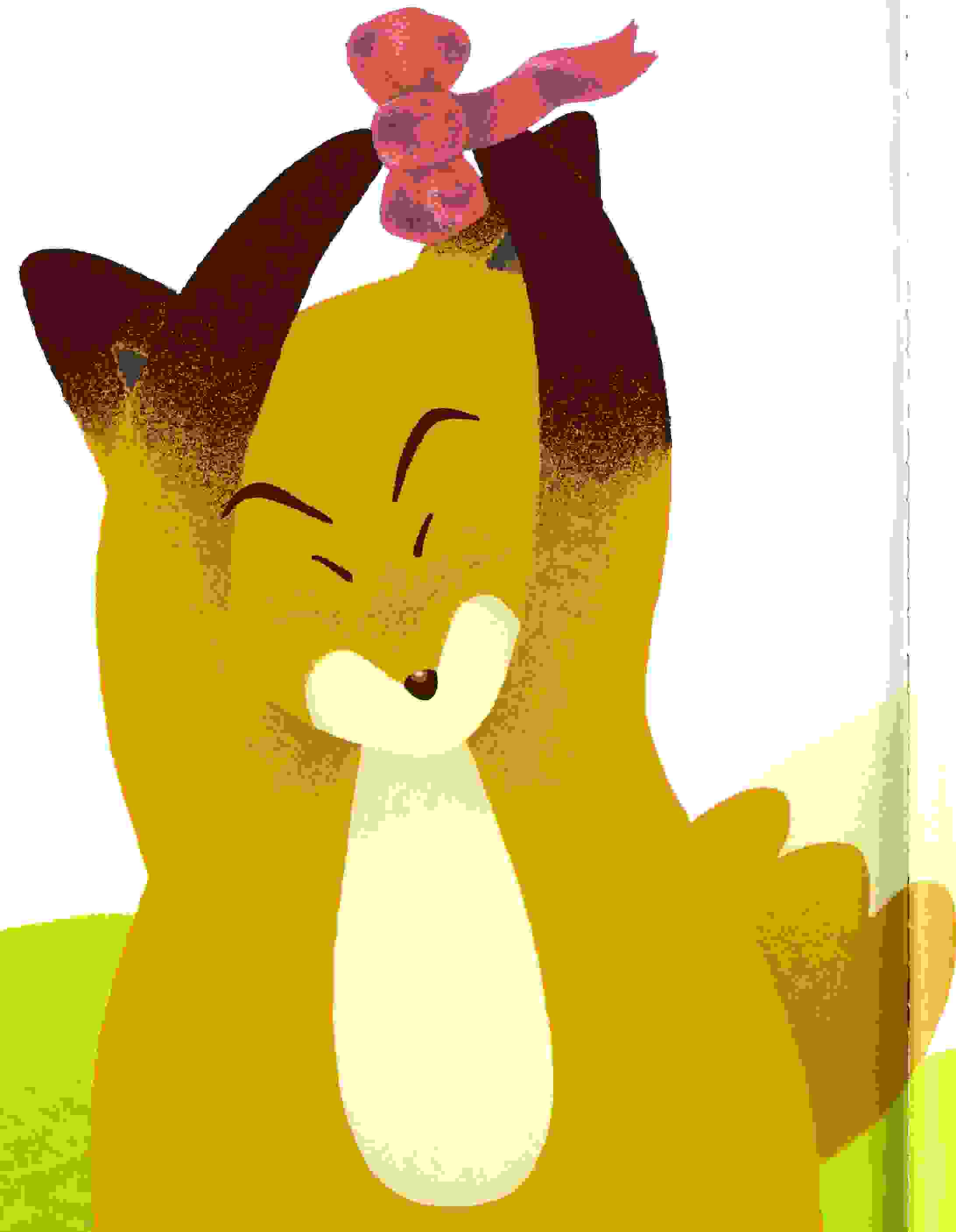
「おい、こんた。かくれんぼ 入れてやるから、
学校が おわったら はらっぱへ こいよ」
からだ が 大きくて 力のつよい
ごんきちに いわれると、
ことわる ことが できません。

こんたは かくれんぼが きらいです。
なぜって、おにを きめるのは うでずもう なのです。
だから、いつも こんたが おにに なってしまうのです。
きっこちゃんが 「じゃんけん に しましょうよ」
と いっても、みんな しらんかお。
ごんきちには さからえないのです。



こんたが おにぼかりの かくれんぼに、
ごんきちは あきて しまいました。
そこで、いきなり きっこちゃんの みみの^{りぼん}をとって、
『たからさがし』を はじめました。
りぼんは、ほらあなや いしの^{した}に かくされて、
どろだらけです。





「かえしてよ」と べそをかく きっこちゃん。

「やめろよ」と ^{おおこえ}大声で いたたくても いえない こんた。

「ぼくを かばってくれる きっこちゃんの ために、

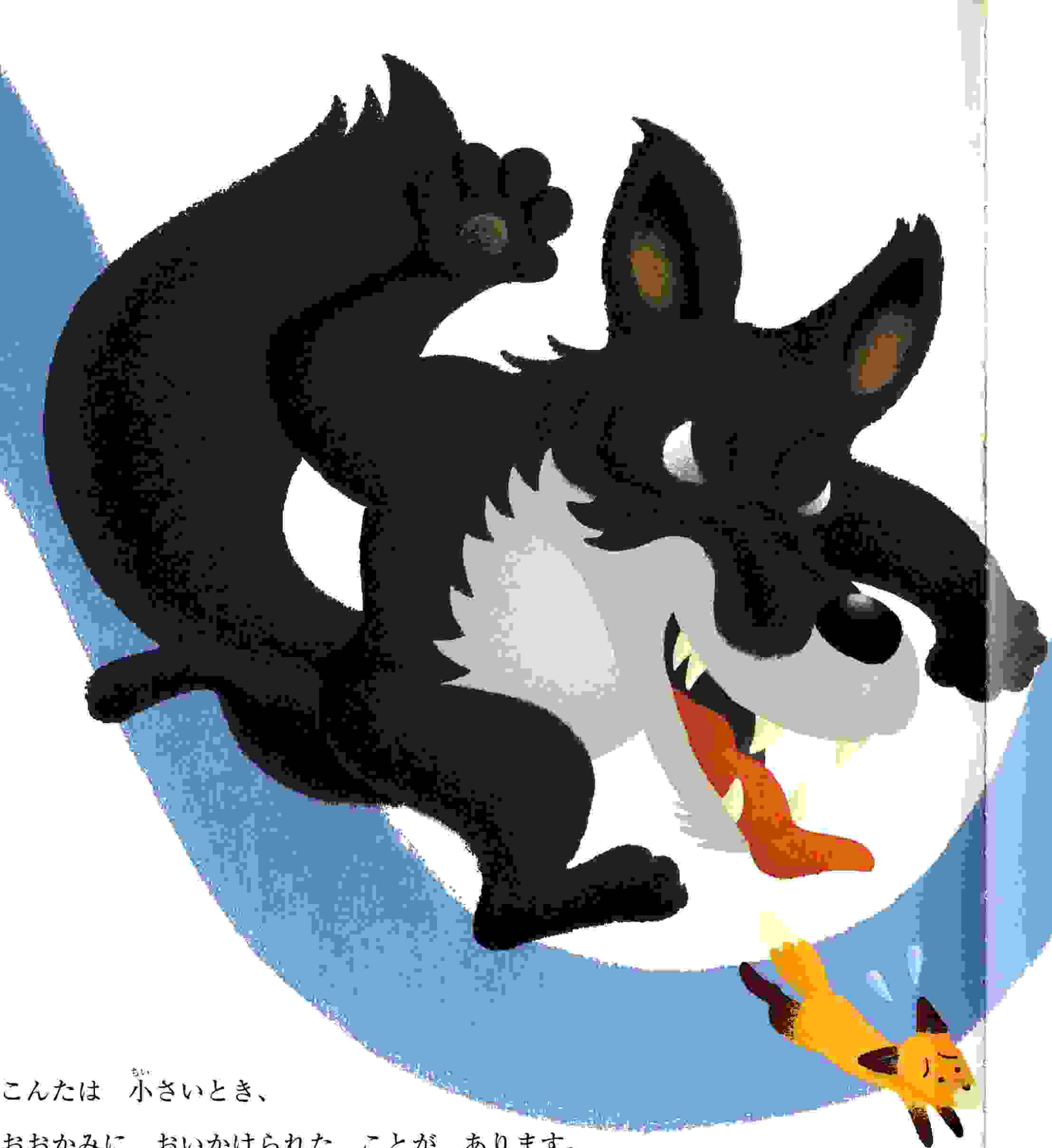
ぼくは なんにも してあげられない なんて……」

こんたは じぶんが なさけなく になりました。

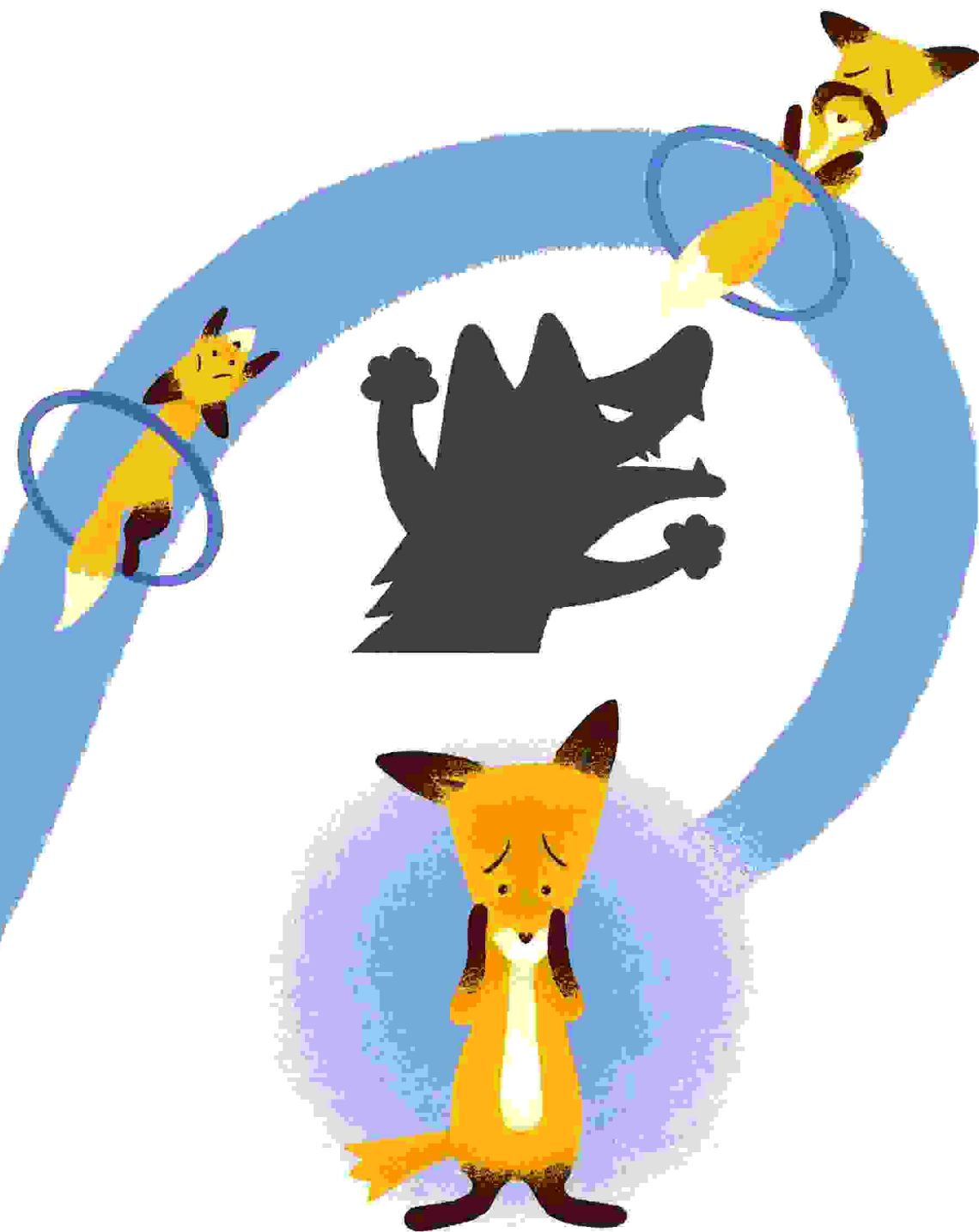




あかね色に そまった はらっぱで、
きっこちゃんの ふさふさの しっぽが
かがやいています。
「きっこちゃんの しっぽ、きれいなあ」
こなたは うらやましく おもいました。



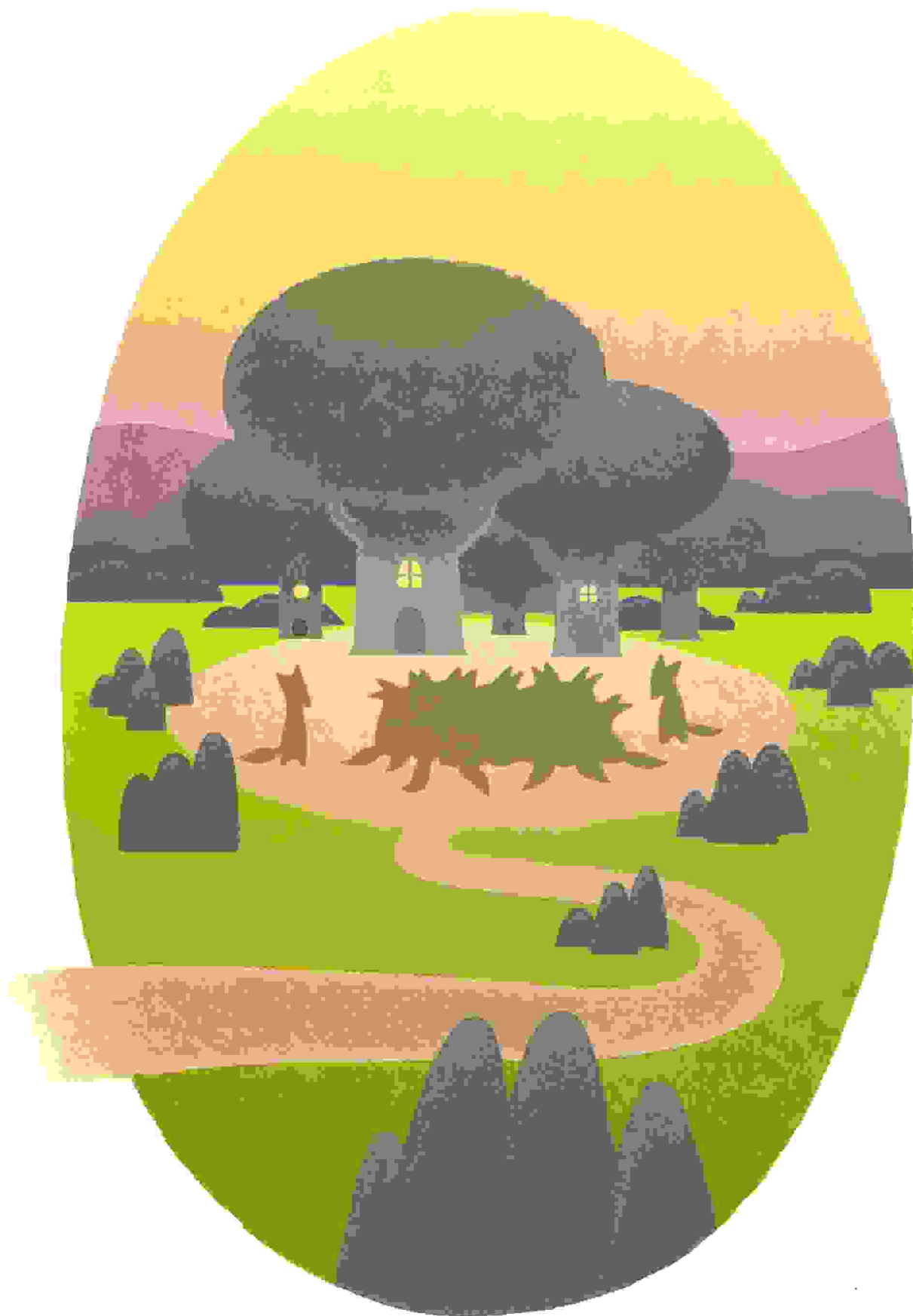
こんたは 小さいとき、
おおかみに おいかけられた ことが あります。
ほらあなに かくれて
なんとか いのちは たすかったのですが、
あなからはみ出た しっぽを かじられて しまいました。
それで、うんと しっぽが みじかいのです。



そのときの おそろしさから、
こんたは とても
おくびょうに なって しまいました。

こんたと きっこちゃんは、
しょんぼり しながら 家に つかいました。
すると みんなが あつまって 大さわぎを しています。

「どうしたんだろう？」





こんたたちが ちかづいて いくと、
ごんきちが まっさおな かおで 立っています。
ごんきちの お母さんは
エプロンで かおを おおって ないています。

「あかちゃんが あなに 落ちたらしいぞ」
「早く たすけないと しんで しまうぞ」



ごんきちは いもうとを たすけようと
なんども あなに はいろうと しました。
しかし、ごんきちが はいれるような
あなでは ありません。





こんたは「ほくなら はいれるかも しれない」とおもいました。けれども、だんだん あとずさりをしていました。あなを見ていると、おおかみに おいかけられ、しっぽをかじられた ときの ことを おもいだしたのです。こんたは、にげだしたい きもちで いっぱいでした。



^{おお}大きかった あかちゃんの ^{ごえ}なき声は、
だんだん よわよわしく なってきました。

「ぼくなら、はいれるかも しれない・・・
でも・・・でも・・・
どうしよう。こわい・・・」

しんぞうが どきんどきんと なっています。
からだも ぶるぶる ふるえています。



そのとき、ごんきちが なみだを うかべて いいました。

「こんた、たのむ！」

きっちゃんも こんたの手を

ぎゅっと にぎって いいました。

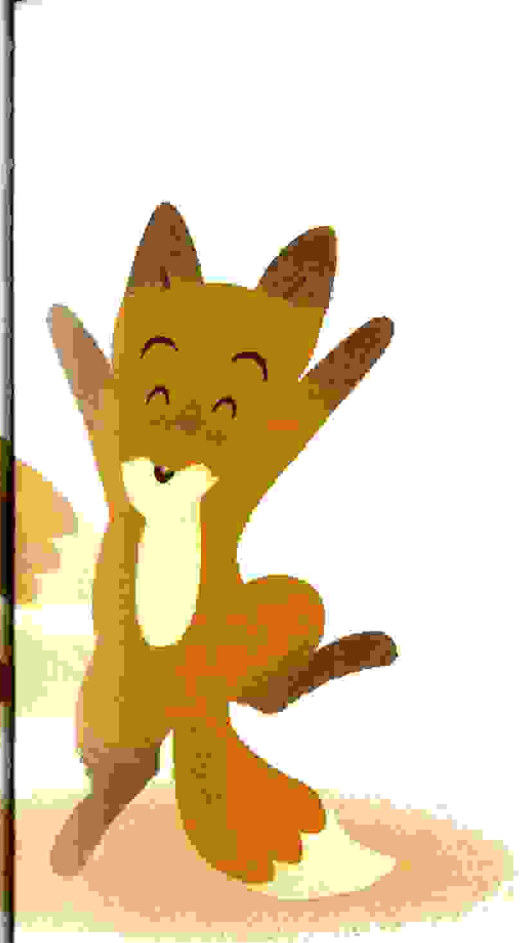
「できるわ！ こんたくんなら きっと できるわ」





「ほく、やってみる！」

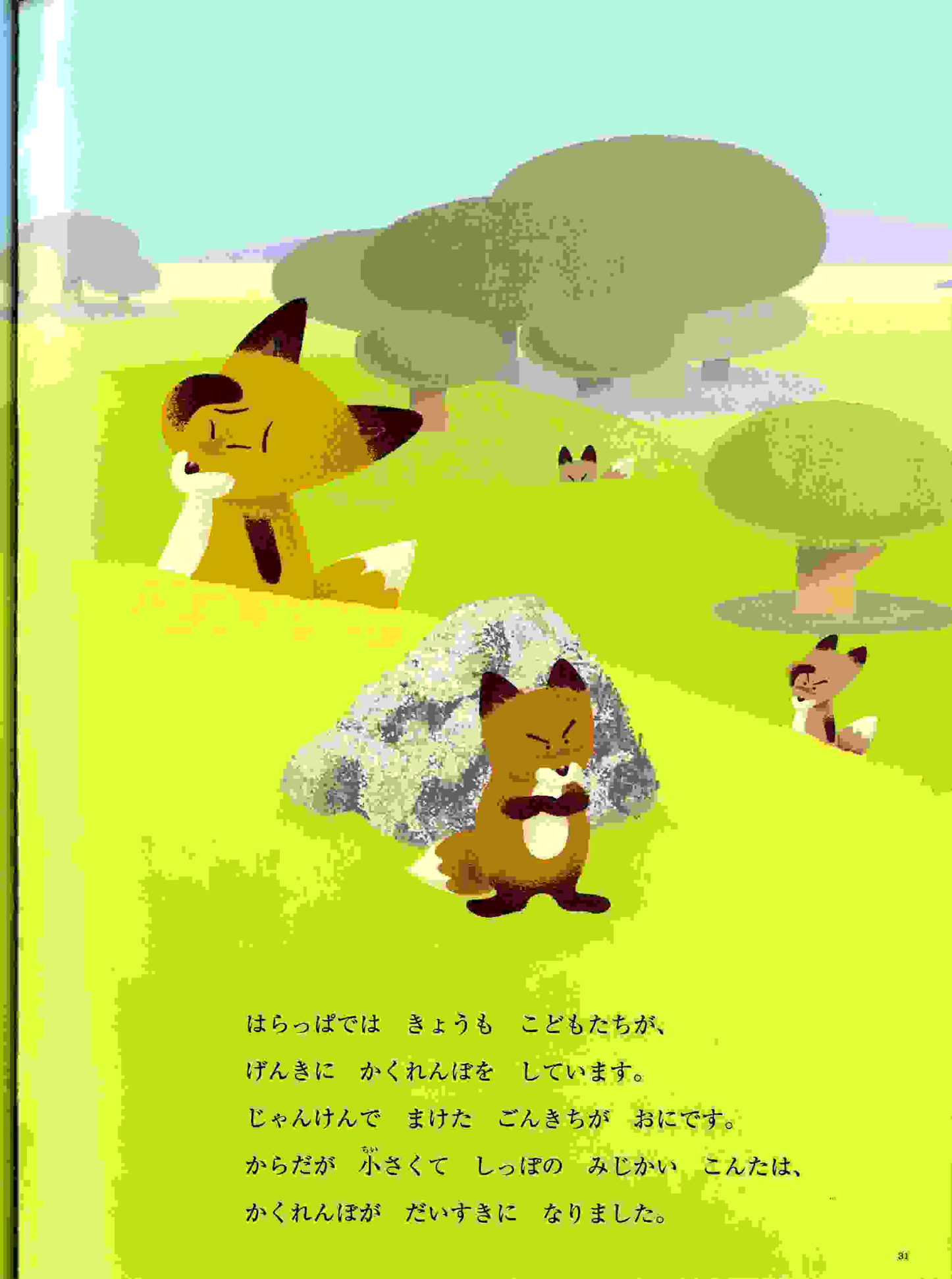
ちい小さくて しっぽの みじかい こんたは
いっきに あなに とびこみました。



こんたは、ぶじに
あかちゃんを だっこして もどりました。
「ありがとう」
ごんきちが いいました。

「よかった よかった」
パチ パチ パチ パチ
大きな はくしゅが おこりました。
こんたは すこし てれくさかった けれど、
かおを まっすぐに あげて、
にっこり しました。





はらっぱでは きょうも こどもたちが、
げんきに かくれんぼを しています。
じゃんけんで まけた ごんきちが おにです。
からだが 小さくて しっぽの みじかい こんたは、
かくれんぼが だいすきに なりました。

編集者の言葉

物語「こんたのしっぽ」に託したもの

この物語は、豊田市が子どもの権利を保障した「豊田市子ども条例」の啓発本として制作したものです。いかがでしょうか。主人公のよさが認められ元気になるきつねの話・・・

そう思われるのが普通です。権利の啓発本だといわれても、これが？と思われた方も多くみえると思います。およそ啓発本らしくない啓発本。しかし、これこそが、この「こんたのしっぽ」制作の原点だと私たちは考えています。

私たちは、啓発本の読者を5歳～9歳くらいに設定しました。そして、できることなら、学校や園、交流館などの本棚に置かれるだけでなく、大人と子どもがいっしょに読み、感じ、語らう・・・そんな本にしたいと考えたのです。

こんな私たちの思いを、豊田市で読み聞かせ活動を積極的に展開しておられる「こども図書室ボランティア」にお話をしました。そして、私たちの趣旨に賛同していただくとともに、「親子がいっしょに読める本」「学級や交流館などで読み聞かせのできる本」を目標に、この「こども図書室ボランティア」にストーリーを創っていただくことになりました。

とはいっても、権利についての啓発本であることには違いありません。子どもの権利についての大切な要素をメッセージとして共感してもらえる内容にすることが必要です。子どもたちにとって何が大切なのか、大切にされなければならない権利は何なのか。私たちは、もう一度「豊田市子ども条例」の制定の趣旨、子どもの権利についての様々な文献をひもとき、物語のコンセプトについて話し合いを重ねました。また、この物語を通じてのメッセージを子どもがどのように感じとるのかの吟味も大切です。私たちは幾度となく豊田市子ども会議に参加する小・中・高校生の子どもの委員に原案を見てもらい、子ども目線での意見や感想をいただき、作品に反映させてきました。

こうして生まれたのがこの物語であり、主人公のこんたくんです。私たちはこんたくんに、どの子どもも持っている、でも今、どの子どもにも感じてほしい心情を重ね合わせました。それは、「自分は大切な人なんだ」「自分はみんなから必要とされている人なんだ」という自己肯定感です。自己肯定感が高い子どもは元気です。生き生きとしています。まっすぐに前を見て、輝く瞳で見つめる子どもらしい子どもです。この子どもの自己肯定感を大切に育てたい・・・。これが制作者の物語に込めた願いです。

どの子どももよいところを持っています。そして、どの子どもも活躍したいと願っています。でもその子どものよさを認め、支えることができるのは、本人ではありません。周りの子どもたちであり、周りの大人たちなのです。私たちは、「こんたのしっぽ」に象徴されるその子らしさ（個性）を尊重し、よさに気づかせ、活躍の場を支援する人でありたいものです。そうすれば、子どもは本来の活力を取り戻し、元気に生き生きと生活していくと思うのです。この物語の主人公のこんたのように・・・。

「ありのままの自分が認められること」「個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること」は豊田市子ども条例で保障されている権利の1つであり、「自己肯定感」を高めることは子どもの権利を尊重することで期待したい最も大切な目標の1つです。次ページに、豊田市子ども条例の概要を掲載しました。目を通していただき、少しでも子どもの権利について関心を持っていただければ、また家族の話題にしていいただけるならば、「豊田市子ども条例」の啓発本の編集者としてこれにまさる幸せはありません。

(編集者 豊田市 子ども部 次世代育成課)

豊田市子ども条例 (平成19年10月9日施行)

◆「豊田市子ども条例」とは

「豊田市子ども条例」は、日本国憲法と児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合い、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現するために定められたものです。平成19年9月に市議会で承認されました。

◆条例の3つの基本原則 — 条例前文より

【子どもの尊厳】

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在として、心と体が大切にされ、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられます。

【大人の責務】

大人は、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは地域や社会の宝です。保護者をはじめ、すべての市民が子どもに対する責任を持って、子どもと向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めます。

【子どもにやさしいまちづくり】

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。すべての人にとって夢や希望のあふれるまちにするため、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

◆条例の主な規定 — この絵本に関係の深い内容を中心に

- 子どもは、安心して生きるために、命が守られ、かけがえのない存在として大切にされ、愛情と理解をもってはぐくまれます。〈第5条(1)(2)〉
- 子どもは、自分らしく生きるために、ありのままの自分が認められ、個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられます。また、自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動することができます。〈第6条(1)(2)(3)〉
- 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、保護者と一緒に食事や会話などの楽しい時間を過ごしたり、自分の気持ちや考えを聴いてもらったりすることができます。〈第7条(3)(4)〉
- 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえ、子どもと十分に話し合わなければなりません。〈第9条2〉
- 育ち学ぶ施設(学校など)は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話しなければなりません。〈第10条2〉
- 市民や事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話し、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。〈第11条2〉

豊田市子ども条例 啓発本 — こんたのしっぽ — こども図書室ボランティア 原案
平成20年度 文部科学省委託事業「人権教育推進のための調査研究事業」

2009年2月28日 初版 第1刷発行
発行 豊田市

愛知人権ファンクション委員会
編集 豊田市 子ども部 次世代育成課

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地 TEL: 0565-34-6630(直通) FAX: 0565-34-6938